

海外在住邦人への生活保護支援の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年三月十日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

海外在住邦人への生活保護支援の在り方に関する質問主意書

平成二十年二月末に最高裁判所が生活保護の対象者が海外渡航した場合、「一時的に国外に滞在しても、住居が国内にあれば保護を受けられる」との初判断を示し、渡航だけを理由に一律に減額する処分を違法としたが、この判決を踏まえて以下質問する。

一 生活保護を受けている者が、海外での滞在でひと月など長期にわたる場合は一時的とは言えず、滞在先国の物価水準などに合わせて減額、または停止などの措置を取るべきだと考えるが政府の考えを示された
い。

二 ひと月など長期にわたる海外渡航などを含め、生活保護制度の運用について、政府は統一的な基準を示しているか明らかにされたい。

右質問する。

